

議案第 5 5 号

東京都板橋区立学校施設開放条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 5 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立学校施設開放条例の一部を改正する条例
東京都板橋区立学校施設開放条例（平成 2 7 年板橋区条例第 5 0 号）
の一部を次のように改正する。

第 5 条中「学校施設」の次に「（付帯設備を含む。以下同じ。）」を加える。

第 8 条第 1 項中「（付帯設備を含む。）」を削り、「を限度として、
規則で定める」を「とする」に改める。

別表中

「

校庭照明設備	出力 5 0 キロワット未満の規模のもの	1 時間につき	3 2 0 円
	出力 5 0 キロワット以上の規模のもの	1 時間につき	9 1 0 円

を

」

「

暖房設備		1 時間につき	1 , 3 4 0 円
冷暖房設備	体育館に設置されたもの	1 時間につき	4 6 0 円
	柔剣道場に設置されたもの	1 時間につき	2 2 0 円

校庭照明設備	出力５０キロワット未満の規模のもの	１時間につき	３２０円	に
	出力５０キロワット以上の規模のもの	１時間につき	９１０円	

」

改め、同表中備考を備考１とし、同表備考に次のように加える。

２ 暖房設備とは、体育館に設置された暖房設備をいう。

付 則

１ この条例は、令和元年７月１日から施行する。

２ この条例による改正後の東京都板橋区立学校施設開放条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に受理された使用申請に係る使用料について適用し、同日前に受理された使用申請に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

学校施設開放において使用できる付帯設備を追加し、その使用料を定めるほか、所要の規定整備をする必要がある。